

国際教養大学出版会規程

平成 20 年 1 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 7 6 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）に、国際教養大学出版会（以下「出版会」という。英文名称は、Akita International University Press とする。）を置く。

(目的)

第 2 条 出版会は、本学の研究成果の発表を助成することを主たる事業とし、学術関連図書及び教科書等の刊行・頒布するとともに、我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(会長)

第 3 条 出版会に会長を置き、本学学長をもって充てる。

(運営)

第 4 条 出版会の運営は、研究運営委員会が行う。

(事務局)

第 5 条 出版会の事務局は、本学事務局研究・地域連携支援課に置き、事務局は出版会に係る庶務を行う。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。